

広島県告示第八百五十二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第三種草津漁港区域内の次の区域を指定物件の放置等禁止区域として指定する。

平成十九年八月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

二 点の位置

基点一 北緯三四度二分四六秒八九〇三、東経一三二度二三分五〇秒九六八八
基点二 北緯三四度二分四四秒八一、東経一三二度二三分五二秒八九五〇
基点三 北緯三四度二分三七秒七一〇、東経一三二度二四分〇九秒五一三一
基点四 北緯三四度二分四五秒九三一八、東経一三二度二四分一五秒六〇一一

三 指定物件

漁船を除く船舶

四 指定する日

平成十九年十月一日